

第1 設問1 (1)

1 無令状差押えの適法性

①の差押えは現行犯逮捕に伴って行われている。その根拠は刑事訴訟法220条1項2号(以下法令名省略)である。無令状差押えは現行犯逮捕に伴って行われるものである。そうすると、先行する現行犯逮捕が適法であることを要する。そこで、差押えの適法性を検討する前提として現行犯逮捕(213条、212条1項)の適法性を検討する。

(1) 現行犯逮捕の適法性

現行犯逮捕が許容された趣旨は、逮捕者にとって犯罪の犯人が明確であるから、誤認逮捕の恐れが低いという点にある。そこで、「現に罪を行い、又は現に罪を行い終つた者」といえるためには、①逮捕者にとって犯罪と犯人が明白であることを要する。そして、その明白性を担保するために、②犯行と逮捕との間に時間的場所的近接性も要求される。そして③逮捕の必要性も要求されると解する。

KらはXに対して見つかった注射器一式等について質問し、Xは自分のものと認めた。そのうえでKらが試薬で見つかった粉末を検査した結果、覚醒剤の陽性反応が出ている。陽性反応は出たということは、Xが所持していた粉末が覚醒剤であるということを意味し、Xは覚せい剤を所持していたということになる。そうすると、逮捕者であるKらはXによる覚せい剤取締法違反(違法な覚せい剤所持)という犯罪について現認しているといえる。したがって、逮捕者であるKらにとってXが犯罪に及んだことが明らかであるから、

①を充足する。

試薬で陽性反応が出た直後にその場所でKらは午前9時57分にXを逮捕しているのであるから犯行逮捕間に時間的場所的接性が認められる。(②充足)

Xには逃亡や罪証隠滅の恐れが通常認められるので逮捕の必要性が認められる。

以上より、現行犯逮捕は適法である。

(2) 差押えの適法性

220条1項2号の差押えは「逮捕の現場」で差押えを許容している。また、「逮捕する場合」に行わなければならない。

220条1項2号の趣旨は逮捕の現場には証拠存在の蓋然性が典型的に高いので令状裁判官による事前の令状審査を省略出来るという点にある。そこで、逮捕の現場とは、逮捕時点と同一の管理権が及んでいる範囲と解する。

Xが逮捕されたのはマンションのX方である。差押えがなされたのもX方であるからどちらもXの管理権が及んでいるといえるので逮捕の現場にあたる。 **逮捕の理由とされた被疑事実との関連性についても検討すべき。**

また逮捕の直後に搜索差押を行っていることから逮捕する場合に当たる。

2 結論

以上より、①の差押は無令状差押えとして適法である。

第2 設問1 (2)

1 令状に基づく差押え

1 令状に基づく差押え（218条1項）の要件は、①令状の有効性
2 、②差押え目的物が令状記載の物品に含まれること、③差押えの必
3 要性、④別件差押えにあたらぬことである。

4 （1）令状には、搜索すべき場所として、「大阪府豊中市・・・X
5 X方居室」と記載されており、差し押さえるべき物を「メモ・・・
6 その他本件に関係ありと思料せらえる物件」と記載されている。搜
7 索場所としては具体的に記載されているが、差押え目的物について
8 は、その他本件に関係ありと思料せらえる物件という概括的記載が
9 なされており、特定がなされておらず、令状は有効ではないのでは
10 ないか。（219条）

11 そもそも、219条の趣旨は、一般令状を禁止するとともに、令
12 状裁判官に目的物と被疑事件との関連性判断をさせる点にある。そ
13 こで、令状に概括的記載がなされている場合であっても、①本件に
14 関係ありと思料されるとの記載があり、②具体的例示を伴っている
15 場合であれば特定性は満たされ、令状としての有効性が認められる
16 と解する。

17 前述のとおり、令状には「本件に関係ありと思料される物件」と
18 の記載がなされている。（①充足）

19 メモ、日記、わび状という具体的品目が記載されているので具体
20 的例示を伴っているといえる。（②充足）

21 したがって、令状は特定性が満たされており、有効である。

22 （2）差押え目的物が令状記載の物品に含まれるといえるためには
23 、令状記載の物品であることに加えて、被疑事件との関連性が要求

される。

本問での被疑事件は傷害事件である。たしかに、差し押さえたのは覚せい剤陽性反応が出た粉末であるから被疑事件との関連性が否定されとも思える。しかし、Xが暴行に及んだのは覚せい剤を使用していたことをVから追及非難されていたからである。そうすると、覚醒剤の存在についてはXがVにたいして暴行を行った背景事情、動機となるものといえる。そうすると、被疑事件との関連性が認められる。

たしかに、粉末はメモ日記わび状には当たらない。しかし、粉末は、前述のとおり、覚醒剤陽性反応が出ており、本件傷害事件と前述のとおり関連性を有するのであるから「その他本件に関係ありと思料せられる物件」にあたる。

したがって、被疑事件との関連性があり、差押え目的物が令状記載の物品に含まれるといえる。

前述のとおり、粉末はXが暴行に及んだ背景事情であるから差押の必要性は認めらえる。

確かに、傷害事件の証拠となりうるような物品はなにも差押えていない。しかし、それはそのようなものが発見されなかったからである。また、前述のとおり、粉末はXが暴行に及んだ背景事情となるような重要な証拠に当たる。そうすると、別件差押えにはあたらない。

違法な別件差押えに当たるかどうかは、捜査官に「専ら別罪の証拠に利用する目的」があったかどうかによるので、この点についての検討が必要。

以上より、①の差押えは令状に基づく差押えとして適法である。

訴因変更の要否について書く必要はない（書くべきでない）。訴因変更の要否にかかわらず請求があればそれを認めるべきか否かは問題となる。

第3 設問2

1 問題の所在

Pは②の訴因変更請求を行っている。Xは法定の除外事由が無いのに令和6年11月15日午前11時ごろに豊中市待兼山町で覚醒剤を使用したという訴因（以下「旧訴因」という。）からXは法定の除外事由が無いのに令和6年11月16日午前11頃吹田市山田で覚せい剤を使用したという訴因（以下「新訴因」という。）に変更しようとしているのが②である。旧訴因と新訴因は覚醒剤を使用した日時が異なるのであるから、訴因の特定のために必要な事実に変動が生じていると評価でき、訴因変更を要することは明らかである。ではそのような訴因変更は可能か。

2 訴因変更の可否

裁判所は訴因変更について「公訴事実の同一性を害しない限度」において許容しなければならない（312条1項）。なお公訴事実の同一性では、単一性と狭義の同一性が問題となる。

（1）単一性

旧訴因と新訴因とは併合罪（刑法45条）の関係にあるから、単一性は認められない。併合罪の関係にあるということは、新旧訴因が両立するということのはずだが、下では非両立であることになっている。根本的な理解の欠如を疑われる記載。

（2）狭義の同一性

では狭義の同一性が認められるか。狭義の同一性が認められるためには、基本的事実関係の同一性が認められることを要する。基本的事実関係の判断にあたっては、補完的に非両立性を加味して検討する。共通性基準は？非両立性基準は何を補完するのか書いていない。基本的事実関係の同一性は、両事実の間に共通性が認められるがゆえに両立しないときに認められる。

旧訴因と新訴因とはどちらも覚醒剤であるフェニルメチルアミノ
プロパンを自己の左腕部に注射したという点で共通している。違い
は旧訴因が豊中市、新訴因が吹田市という点に過ぎない。そうす
と、両訴因とも覚醒剤を自己に左腕部に注射するという方法により
覚醒剤を自己使用したという点で共通している言えるので基本的
事実関係の同一性が認められる。

したがって、「公訴事実の同一性」が認められる。

B

3 結論

以上より、裁判所は②の訴因変更請求について認めるべきである

。

以上